

令和 7 年 11 月 10 日

被保険者の皆様へ

シチズン健康保険組合

健康保険証廃止に伴う「資格確認書」の送付について（職権交付分）

日頃よりお世話になっております。

被保険者証廃止に伴いまして、10 月末時点マイナ保険証未登録者の「資格確認書」を、事業所健保担当者経由で送付しました。

お手元に届きましたら、下記について確認してください。

- * 記載内容（氏名、生年月日、性別等）に誤りがないかを確認して下さい。
- * 被扶養者がいる方は、交付枚数及び内容を確認して下さい。
- * 裏面の住所記入欄に自署で住所を記入して下さい。

「資格確認書」と「健康保険証」の差替えによる回収はいたしません。「健康保険証」は、令和 7 年 12 月 2 日以降、ご自身で破棄していただきますよう、お願いいたします。

【健康保険組合からのお知らせ】

マイナンバーカードの申請及び保険証利用登録は任意ではありますが、健康保険組合では、皆様により質の高い医療を受けていただき、手続きも簡単になる「マイナ保険証」のご利用をお願いしています。

マイナ保険証利用に対する加入者の皆様の安心・安全のために、引き続きシチズン健康保険組合では適正な情報管理に努めてまいります。